

議案第40号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成30年6月7日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市条例第 号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第11条の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に、「書類」を「書類の提示を求められた場合には、これら」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。